外国為替令　別表　項目別対比表　（該非判定用）

技術概要：

CISTEC

2007.01.　　（　4／4　）

別表項番	9	注　釈	判 定 欄	記　入　欄
［外為令］別表　９の項			該　当　○ 非該当　× 対象外　－	
（２）輸出貿易管理令別表第１の９の項（１）から（３）まで又は（５）から（６）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）		→(1) 15の項		
［省令］第２１条　〔第２項〕 外為令別表の９の項（２）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。				
四　前三号のいずれかに該当するプログラムの設計、製造又は使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）		］除外 ］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》 《　》	
五　人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）		］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》	
六　レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができるものの設計又は使用に係る技術（プログラムを除く。）		］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》	
七　削除				
八　削除				
九　削除				
十　削除				
十一　プログラムの交換により、マルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その信号受信機能が変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いられる無線基地局受信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）		］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》	
十二　削除				
十三　削除				
十四　スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いた伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）		］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》	
十五　第三号の二、第四号から第六号まで、第十一号又は前号のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム		］ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを除く。	[　] 《　》	

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
① 外為令別表の項番[　　]
② 貨物等省令の条項号等の番号等
[　　]
[　　]

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)　　印
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿ 内　線（　　）　担当